

正味財産増減計算書
令和4年4月1日から令和5年3月31日

公益財団法人 千葉県交通安全協会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	53,148	53,148	0
基本財産受取利息	53,148	53,148	0
受取会費	3,490,000	3,590,000	△ 100,000
受取会費	3,490,000	3,590,000	△ 100,000
事業収益	1,047,773,731	1,029,440,508	18,333,223
受託事業収益	955,736,511	937,229,411	18,507,100
自主事業収益	92,037,220	92,211,097	△ 173,877
受取補助金等	911,000	911,000	0
受取補助金等	911,000	911,000	0
受取寄付金	2,481,680	2,354,000	127,680
受取寄付金	2,481,680	2,354,000	127,680
受取助成金	41,371	1,290,080	△ 1,248,709
受取助成金	41,371	1,290,080	△ 1,248,709
雑収益	32,608,377	27,320,952	5,287,425
受取利息	2,141	3,566	△ 1,425
雑収益	32,606,236	27,317,386	5,288,850
経常収益計	1,087,359,307	1,064,959,688	22,399,619
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	13,910,120	13,787,228	122,892
給料手当	748,753,968	762,649,113	△ 13,895,145
福利厚生費	73,245,509	73,484,156	△ 238,647
会議費	34,480	26,740	7,740
旅費交通費	19,867,610	15,814,793	4,052,817
燃料費	3,668,967	3,621,289	47,678
修繕費	954,583	1,049,477	△ 94,894
通信運搬費	2,109,146	2,112,522	△ 3,376
減価償却費	4,095,677	5,321,871	△ 1,226,194
大会費	1,872,959	214,708	1,658,251
活動費	31,363,382	17,465,471	13,897,911
表彰費	521,143	623,816	△ 102,673
用品仕入費	494,582	300,348	194,234
郵送事務費	11,366,848	10,156,032	1,210,816
車庫調査費	7,887,705	7,848,338	39,367
講習費	32,074,001	36,494,377	△ 4,420,376
研修費	177,610	1,597,334	△ 1,419,724
二輪車講習費	367,000	450,000	△ 83,000
交通安全コミュニティー事業対策費	299,200	187,770	111,430
消耗品費	15,672,471	7,977,770	7,694,701
印刷製本費	2,251,234	2,047,398	203,836
光熱水費	3,896,487	2,851,871	1,044,616
賃借料	6,708,684	6,679,653	29,031
保険料	928,318	1,117,250	△ 188,932
租税公課	80,995,200	81,817,600	△ 822,400
支払負担金	839,053	767,277	71,776
雑費	8,300,168	6,812,851	1,487,317
事業費計	1,072,656,105	1,063,277,053	9,379,052
管理費			
役員報酬	268,640	265,112	3,528
給料手当	1,500,874	1,655,626	△ 154,752
福利厚生費	1,257,887	871,081	386,806
会議費	269,963	149,178	120,785
交際費	89,494	32,033	57,461
旅費交通費	458,006	479,761	△ 21,755
燃料費	178,406	174,904	3,502
修繕費	124,019	173,889	△ 49,870
通信運搬費	183,980	178,040	5,940
減価償却費	48,079	32,086	15,993
消耗品費	446,994	385,116	61,878
光熱水費	373,207	247,886	125,321
賃借料	624,982	749,188	△ 124,206
保険料	91,050	97,300	△ 6,250
租税公課	1,000	11,000	△ 10,000
支払負担金	201,100	204,100	△ 3,000
支払手数料	4,400,000	4,400,000	0
雑費	670,686	635,402	35,284
管理費計	11,188,367	10,741,702	446,665
経常費用計	1,083,844,472	1,074,018,755	9,825,717
当期経常増減額	3,514,835	△ 9,059,067	12,573,902
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	0	508,929	△ 508,929
経常外収益計	0	508,929	△ 508,929
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	4	9	△ 5
経常外費用計	4	9	△ 5
当期経常外増減額	△ 4	508,920	△ 508,924
税引前当期一般正味財産増減額	3,514,831	△ 8,550,147	12,064,978
法人税、住民税及び事業税	9,296,800	6,404,700	2,892,100
当期一般正味財産増減額	△ 5,781,969	△ 14,954,847	9,172,878
一般正味財産期首残高	696,332,553	711,287,400	△ 14,954,847
一般正味財産期末残高	690,550,584	696,332,553	△ 5,781,969
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	690,550,584	696,332,553	△ 5,781,969

財 産 目 録

令和5年3月31日現在

公益財団法人 千葉県交通安全協会

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額
1 流動資産			
現金・預金	現金(手許現在高)	運転資金	7,445,884
	当座預金(京葉銀行)	"	35,278,780
	普通預金(京葉銀行)	"	358,512,928
	" (千葉銀行)	"	47,365,458
	郵便貯金(株式会社ゆうちょ銀行)	"	3,485,366
未収入金	更新時講習受託料等	公益目的事業等に係る未収入金	129,518,679
貯蔵品	令和5年3月31日実地棚卸高	各事業で使用する在庫	107,678,023
流動資産合計			689,285,118
2 固定資産			
(1) 基本財産	普通預金(京葉銀行)	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源としている。	5,000,000
	定期預金(千葉興業銀行)		25,000,000
	定期預金(千葉銀行)		30,000,000
	投資有価証券(千葉市債)400,000口		40,000,000
(2) その他固定資産			
建物附属設備	事務室間仕切り工事他	公益目的事業、収益目的事業及び管理目的として必要な活動に供している。	9,851
機械装置	自転車シュミレーター	公益目的事業の用に供している。	863,845
車両運搬具	自動二輪車ホンダCB750他	公益目的事業、収益目的事業及び管理目的として必要な活動に供している。	3,892,564
備品	コースマット他	公益目的事業、収益目的事業及び管理目的として必要な活動に供している。	7,496,446
電話加入権	(271)8482他	管理目的として必要な活動に供している。	592,700
長期前払費用	会計ソフトライセンス	管理目的として必要な活動に供している。	537,672
固定資産合計			113,393,078
資産合計			802,678,196
1 流動負債			
未払金		公益目的事業他に供する経費未払分	106,328,415
預り金		地区安全協会の入会金等	5,799,197
流動負債合計			112,127,612
負債合計			112,127,612
正味財産			690,550,584

(令和4年度)
財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法による原価法によっています。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
①有形固定資産
定率法を採用しています。
但し、平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- (3) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
普通預金	5,000,000	0	0	5,000,000
定期預金	55,000,000	0	0	55,000,000
投資有価証券	40,000,000	0	0	40,000,000
小計	100,000,000	0	0	100,000,000
合計	100,000,000	0	0	100,000,000

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの 充当額)	(うち一般正味財産からの 充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
普通預金	5,000,000	0	(5,000,000)	0
定期預金	55,000,000	0	(55,000,000)	0
投資有価証券	40,000,000	0	(40,000,000)	0
小計	100,000,000	0	(100,000,000)	0
合計	100,000,000	0	(100,000,000)	0

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりです。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	5,359,535	5,349,684	9,851
機械装置	2,461,800	1,597,955	863,845
車両運搬具	33,881,862	29,989,298	3,892,564
備品	26,634,802	19,138,356	7,496,446
合計	68,337,999	56,075,293	12,262,706

5 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりです。

(単位:円)

種 類	帳簿価額	時 価	評価損益
地 方 債	40,000,000	39,099,560	△ 900,440
合 計	40,000,000	39,099,560	△ 900,440

6 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりです。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の 記載区分
補助金 県費補助金	千葉県	0	911,000	911,000	0	—
合計		0	911,000	911,000	0	

7 その他

- (1) 資産除去債務に関する事項
当協会は、千葉県知事等の行政財産使用許可に基づき、退去時における原状回復義務を有しておりますが、当該債務に関連する施設の使用期限が明確でなく、将来、移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることはできません。
そのため当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

独立監査人の監査報告書

令和5年5月15日

公益財団法人千葉県交通安全協会

会長 小堀陽史 殿

千葉第一監査法人
千葉県千葉市

代表社員 公認会計士
業務執行社員

小橋 雄一

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づく監査に準じて、公益財団法人千葉県交通安全協会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の貸借対照表、損益計算書(公益認定等ガイドライン I -5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。)及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書について監査し、併せて、正味財産増減計算書内訳表(以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益(正味財産増減)の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づく監査に準じて、公益財団法人千葉県安全協会の令和5年3月31日現在の令和4年度の財産目録(「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

令和 5 年 5 月 22 日

公益財団法人千葉県交通安全協会

会 長 小 堀 陽 史 様

監 事

深津 憲一



監 事

遠藤 和雄



監 事

奥 重 則



私たち監事は、令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日)における会計及び業務の監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告します。

1 監査方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について、理事会及びその他の会議に出席し、理事からの業務報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財産状態を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は、真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正な行為若しくは法令又は定款に違反する重大な事実はないと認める。

以 上

(令和4年度)
附 属 明 細 書

1 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記「2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載のとおりである。

2 引当金の明細

該当なし。